

令和8年度日本大学商学部入学者選抜（一般選抜以外）における不正行為の取扱い

1 不正行為に該当する行為

- ① 出願手続（出願書類等を含む）、解答用紙等へ故意に虚偽の記入（出願する際に本人以外の写真を登録する又は本人以外の情報を入力又は記入する、解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど）をすること。
- ② インターネット出願サイト（編入学試験、転部試験、転籍試験は本学部から返送）から取得した受験票等の内容を改ざんすること。
- ③ カンニング（試験に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- ④ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ⑤ 配布された問題冊子とその試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- ⑥ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑦ 解答開始の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑧ 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。
- ⑨ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、コンピュータ、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。なお、イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、病気、負傷や障がい等により補聴器等を使用したい場合は、受験上の配慮申請が必要です）▶募集要項を確認
- ⑩ 解答終了の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

2 不正行為として疑われる行為

- ① 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、コンピュータ、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- ② 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音等）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ③ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ④ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ⑤ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ⑥ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

3 罰則

- ① 上記1の行為を行った受験生は、以下の罰則を科すこととする。
 - (1) 不正行為を確認した時点での受験の中止及び試験場からの退室
 - (2) 上記(1)以降の当該試験における受験不可
 - (3) 不正行為を行った当日に受験したすべての試験の成績の無効
- ② 上記2の行為を行った受験生については、当該行為を止めるよう指示する。それでもなお指示に従わない場合は、不正行為とみなすかどうかを当該試験の責任者が総合的に判断する。不正行為とみなす場合は上記3-①と同様の罰則を科すこととする。
- ③ 不正行為の状況により、警察へ被害届を提出するなどの対応をとることとする。